

平成26年3月31日

株主の皆様へ

株式会社マルハニチロホールディングス

株式会社マルハニチロ水産との合併に関するご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年1月30日開催の当社臨時株主総会ならびに普通株式の株主および第一種優先株式の株主による種類株主総会において、当社は平成26年4月1日付で株式会社マルハニチロ水産（同日、株式会社マルハニチロ水産は、マルハニチロ株式会社に商号変更いたします。以下「マルハニチロ」といいます。）を存続会社とする合併を行うことを決議いたしました。つきましては、今後の当社株式に関するご留意事項について下記のとおりご案内させていただきます。なお、株主の皆様におかれましては、今回の合併に伴い特段のお手続をいただくことはございませんので、あらかじめ申し添えます。

ご不明な点等がございましたら、末尾のお問い合わせ先へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 合併に伴う留意事項について

①合併比率と単元株式数変更の目的について

当社の単元株式数（会社法で定められた株主総会の議決権の単位となる株式数のことで、証券取引所では株式の売買単位として用いられている株式数のことをいいます。以下「単元株式数」といいます。）は1,000株であります。マルハニチロが上場予定の東京証券取引所においては、売買単位を100株に統一するために、上場会社に対して単元株式数を100株とすることを求めているため、合併後のマルハニチロの単元株式数につきましても、100株とする予定でございます。

そのため、合併の前後において、株主様が有する単元ごとの株式の価値を同じものとするために、当社とマルハニチロとの合併に伴い、平成26年4月1日付で、当社株式10株に対してマルハニチロ株式1株の割当てを行います。この割当てにより、現在、当社株式を1,000株（＝1単元）をご所有されている株主様がそのまま合併の効力発生日を迎えた場合には、合併後には、100株を所有することになりますが、合併後のマルハニチロ株式の1単元も併せて100株となっているため、合併前後においては1単元のままとなり、株式の価値は合併の前後において変わらないこととなります。

なお、現在の所有株式数と合併後の所有株式数との関連は以下のとおりです。

<現 在>		<平成26年4月1日以降>
(例1) 当社株式を1,000株（1単元）所有	→	マルハニチロ株式100株（1単元）を割当て
(例2) 当社株式を5,500株所有 （うち500株は単元未満株式）	→	マルハニチロ株式550株を割当て （うち50株は単元未満株式）
(例3) 当社株式を3,856株所有	→	マルハニチロ株式385株を割当て （0.6株分（1株に満たない端数）の取扱いは下記②をご参照願います。）

② 1株に満たない端数が生じた場合

現在、10株未満（1株～9株）の株式を所有されている株主様がそのまま合併の効力発生日を迎えた場合、その持株数が1/10となるため、1株に満たない端数が生じることになります。当該端数につきましては、会社法第234条に基づき、合計数をマルハニチロが市場価格で買い取り、その代金を端数の割合に応じてお支払い（1円未満は切り上げ）いたします。

端数株式の処分代金のお支払いにつきましては、端数株式の発生した株主様には、平成26年6月上旬頃に、ゆうちょ銀行取扱いの端数株式処分代金領収証をお送りさせていただきますので、ゆうちょ銀行にて端数株式処分代金領収証と引き換えにお支払をお受けください。

③ 当社株式の上場廃止およびマルハニチロ株式の新規上場について

当社がマルハニチロと合併し、存続会社がマルハニチロになることに伴い、当社株式は平成26年3月27日付で東京証券取引所市場第一部の上場が廃止されるとともに、マルハニチロ株式が平成26年4月1日付で東京証券取引所市場第一部に新規上場する予定であります。

これにより、当社株式は平成26年3月27日から平成26年3月31日までの期間（実質的には3営業日）は市場での売買を行うことができなくなります。

また、当社単元未満株式の買取請求につきましては、株主名簿管理人の受付最終日は平成26年3月25日、当社単元未満株式の買増請求につきましては、株主名簿管理人の受付最終日は平成26年3月13日となりますので、十分にご留意くださいますようお願い申し上げます。

2. 今後の日程について

平成26年1月30日（木）	臨時株主総会ならびに普通株式の株主および第一種優先株式の株主による種類株主総会における吸収合併契約承認
平成26年3月26日（水）	当社株式売買最終日
平成26年3月27日（木）	当社株式上場廃止日
（平成26年3月27日（木）～平成26年3月31日（月）：株式売買停止期間）	
平成26年4月1日（火）	合併効力発生日（存続会社：マルハニチロ）
平成26年4月1日（火）	（当社株式10株に対し、マルハニチロ株式1株を割当て） マルハニチロ株式上場日（東京証券取引所市場第一部） 単元株式数100株に変更
平成26年5月上旬	マルハニチロ株式の割当てご通知送付
平成26年6月上旬	端数処分代金のお支払い （該当の株主様に、ゆうちょ銀行取扱いの端数株式処分代金領収証を送付）

3. お届出事項のご変更等について

住所等のお届出事項をご変更される場合は、お取引のある証券会社へお申し出ください。また、特別口座に株式をご所有の株主様は特別口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）へお申し出ください。

4. 合併に関するQ&A

Q 1 合併に伴い、株主は、何か手続をしなければならないのでしょうか。

A 1 株主様にお手続いただくことは特段ございません。

Q 2 合併に伴い所有していた株式数が1/10に減少するようですが、なぜですか。

A 2 現在、当社の単元株式数は1,000株となっておりますが、東京証券取引所より売買単位を、その1/10である100株に統一することが求められているため、合併後の存続会社であるマルハニチロにおいては、その単元株式数を100株とする予定でございます。合併後においても、株主様の単元ごとの株式の価値を同じものとするため、割当てる株式数も単元株式数と同様に、併せて1/10としております。

(例) 現在、当社株式を5,000株所有している場合

	合併前	合併後
①所有株式数	5,000株	500株
②1単元の株式数	1,000株	100株
③単元数 (①÷②)	5単元	5単元

合併の前後において、上記の表の③のように、どちらも5単元を所有していることになり、株式数は1/10となるものの、株式の単元数は従前と同じになります。

Q 3 なぜ、単元株式数を100株としたのでしょうか。

A 3 単元株式数を100株にしなければならない理由は、テクニカル上場を含む新規上場においては、単元株式数を100株にすることが条件となっているためであります。

Q 4 所有株式数が1/10に減少するようですが、株式の資産価値も1/10に減少するのでしょうか。

A 4 割当てる株式数を1/10としておりますのは、あくまで、合併の前後における単元ごとの株式の価値を同一にするためのものであり、理論上は、資産価値には何ら影響はございません。

Q 5 所有株式数が1/10に減少するようですが、議決権数も1/10に減少するのでしょうか。

A 5 株主様のご所有株式数は1/10となりますが、議決権の単位となる単元株式数も併せて1/10となりますので、合併の前後における株主様の議決権数は同一となります。

Q 6 現在所有している株式数を1/10とすると小数点以下の端数が出てしまいますが、この端数となった株式の取扱いはどのようになるのでしょうか。

A 6 1株に満たない端数株式が生じた場合には、すべての端数株式をマルハニチロが一括して買い取り、株主様の有する端数株式数に応じて、代金をお支払いいたします。

Q 7 端数株式の処分代金はどのようにして支払われることになるのでしょうか。

A 7 端数株式の処分代金のお支払いにつきましては、端数株式の発生した株主様には、平成26年6月上旬頃に、ゆうちょ銀行取扱いの端数株式処分代金領収証をお送りさせていただきますので、ゆうちょ銀行にて端数株式処分代金領収証と引き換えにお支払をお受けください。

Q 8 新規上場後のマルハニチロの証券コードは、現在のマルハニチロホールディングスの証券コード(1334)が、そのまま引き継がれるのでしょうか。

A 8 平成26年4月1日のマルハニチロの新規上場に伴い、証券コードは変更となります。新しい証券コードは1333です。

Q 9 平成26年4月1日以降のマルハニチロの株価はどのようになるのでしょうか。

A 9 合併により、株主様ご所有の株式の資産価値は変わりません。よって、株主様のご所有の株式数は1/10となりますが、逆に1株当たりの純資産価額は10倍となり、株価についても理論上は合併前の10倍となる見込みです。

Q 10 合併後のマルハニチロにおいても、株主優待は引き続き行われるのでしょうか。

A 10 合併後のマルハニチロにおきましても株主優待制度は引き続き行う予定であり、その具体的な内容は現在検討中でございます。なお、株主様が株主優待を受けることができる権利につきましても、単元株式数と同様に、100株以上の普通株式を保有する株主様を対象とする予定です。

以 上

<お問い合わせ先>

<株式に関するお手続き等について>

(株主名簿管理人・特別口座管理機関 連絡先)
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
フリーダイヤル 0120-232-711 (通話料無料)